

## 千葉県水道災害相互応援協定

平成 7 年 11 月 2 日締結  
平成 23 年 3 月 31 日変更  
平成 24 年 3 月 30 日変更  
平成 26 年 9 月 30 日変更  
平成 30 年 11 月 30 日変更

### (趣 旨)

第1条 この協定は、地震、異常湧水その他の水道災害（以下「水道災害」という。）が発生した場合及び水道災害のおそれがある場合において、千葉県内の水道事業者及び水道用水供給事業者並びに芝山町（以下「事業者等」という。）が、千葉県（以下「県」という。）の調整の下に行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

### (連絡体制)

第2条 水道災害が発生した場合及び水道災害のおそれがある場合の連絡体制は、「千葉県内水道災害時対処要領（以下「対処要領」という。）」の水道災害時の通報連絡体制（以下「連絡体制」という。）による。

### (応 援)

第3条 被災事業者等が、他の事業者等の応援を求めようとするときは、法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として連絡体制を通じて県に必要な措置を要請するものとする。

2 県は被災事業者等からの要請に基づいて応援の調整を行うとともに、他の事業者等に応援要請を行うこととし、応援要請を受けた事業者等は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

### (要請方法)

第4条 被災事業者等が、県に応援を要請しようとするときは、対処要領に定める様式により防災ファクス等を用いて要請を行うものとする。また、被災事業者等の判断により県を通さず応援要請を行った場合は事後報告を行うものとする。

### (応援の内容)

第5条 事業者等が行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧用資器材の供出
- (4) 水質検査
- (5) 県、被災事業者等、応援事業者等の間で協議により定める応援活動

2 前項第1号及び第2号の作業期間は、原則として7日以内とし、継続する場合は被災事業体等、応援事業体等及び県の協議による。

(緊急連絡管の活用)

第6条 応援給水にあたっては、緊急連絡管の有効活用を図るものとする。

なお、当該費用の負担については、当該事業体等の中で協議により定めるものとする。

(応援物資等の調査)

第7条 事業体等は、応援活動を円滑にするため、保有する物資車両等を調査し、その結果を対処要領に定める様式により、毎年4月末日までに県に提出するものとする。

2 県は、前項の応援物資等調査表を取りまとめ整理の上、事業体等に送付するものとする。

(応援態勢)

第8条 応援事業体等が派遣する職員（以下「応援職員」という。）は、災害の状況に応じ必要な食糧、被服、資金等を携行するものとする。

2 応援職員は、応援事業体等の名を表示する標識を着用するものとする。

(受援態勢)

第9条 受援事業体等は、災害の状況に応じ、応援職員の宿舍のあつせん、その他必要な便宜を供与するものとする。

2 受援事業体等は、資器材等の応援を受ける場合は、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理するものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に要する経費は、次のとおりとする。

(1) 経費の負担区分は、別表のとおりとする。

(2) 諸手当及び旅費については、応援事業体等の諸規定に基づき算定するものとする。

(3) 工事請負費は、応援事業体等の算定基準等により算定するものとする。

なお、工事請負費の算定にあたっては、応援事業体等が、地理的要件、気候的要件に加え、作業の困難度及び効率性に影響を与える諸要件（工事の規模、所要日数等）等を十分考慮しながら、実情に応じて適正に行うものとする。

(4) 前2号以外の経費の算定については、実費によるものとする。

(5) 応援事業体等が、法令等の規定に基づき、国や地方公共団体等から応援に要した経費の補填を受けた場合には、応援経費総額から補填額を差し引いた残りの額を受援事業体等の負担とする。

2 前項各号の定めにより難しいときは、関係事業体等が協議して定めるものとする。

(協 議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

別表 (第10条第1項)

	受援事業体等が負担する経費	応援事業体等が負担する経費
人件費等	時間外勤務手当 特殊勤務手当 休日勤務手当 管理職員特別勤務手当 旅費 (日当含む)	給料 地域手当等基本的な手当
管材料費	継ぎ手 直管等	
工事請負費	工事請負費 (材料費、労務費、 機械器具損料、諸経費等)	
車両、機材等の 費用	燃料費 (ガソリン、軽油) 修理費 賃借料 輸送料	損料
滞在費用	食料費 (弁当) 宿泊費 (仮設ハウス設置費用、 ホテル等宿泊費)	携行する食料費 携行する寝袋、テント等 被服 (防寒服・割当のない職員 分・クリーニング代) 生活用品、その他福利厚生費
その他事務費等	写真代「工事確認用」 作業用消耗品 通信費 トランシーバー、消火器、地図 コピー代	写真代「記録・広報用」 その他事務用品
補償関係費用	応援職員の傷病に対する応急的 な治療費 第三者に対する損害賠償金の 負担「応援作業中」	応援職員の災害補償費「出張中の 公務災害」 第三者に対する損害賠償金の 負担「受援事業体等への往復途 上」

この協定の締結を証するため、本書49通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年11月30日

甲

千葉県水道事業管理者  
千葉県水道局長

岡 本 和 貴

千 葉 市 長

熊 谷 俊 人

市原市水道事業管理者

石 井 賢 二

松戸市水道事業管理者

戸 張 武 彦

野田市水道事業管理者

斉 藤 弘 美

習志野市企業管理者

若 林 一 敏

柏市水道事業管理者

吉 川 正 昭

流山市上下水道事業管理者

志 村 誠 彦

八千代市事業管理者

高 橋 次 男

我孫子市水道事業管理者  
水道局長

長 塚 九 二 夫

木 更 津 市 長

渡 辺 芳 邦

君 津 市 長

石 井 宏 子

富 津 市 長

高 橋 恭 市

袖 ヶ 浦 市 長

出 口 清

成 田 市 長

小 泉 一 成

佐倉市上下水道事業管理者

椎 名 哲

四 街 道 市 長

佐 渡 齊

八 街 市 長

北 村 新 司

酒 々 井 町 長

小 坂 泰 久

富里市長

相川堅治

印西市市長

板倉正直

白井市長

伊澤史夫

長門川水道企業団企業長

岡田正市

香取市長

宇井成一

神崎町長

石橋輝一

多古町長

所一重

銚子市長

越川信一

旭市長

明智忠直

東庄町長

岩田利雄

八匳水道企業団企業長

太田安規

山武郡市広域水道企業団企業長

金坂昌典

長生郡市広域市町村圏組合管理者

田中豊彦

山武市長

松下浩明



勝 浦 市 長

猿 田 寿 男

鴨 川 市 長

亀 田 郁 夫

大 多 喜 町 長

飯 島 勝 美

い す み 市 長

太 田 洋

御 宿 町 長

石 田 義 廣

南 房 総 市 長

石 井 裕

鋸 南 町 長

白 石 治 和

三芳水道企業団企業長 金 丸 謙 一

九十九里地域水道企業団企業長 田 中 豊 彦

北千葉広域水道企業団企業長 飛 山 利 夫

東総広域水道企業団企業長 越 川 信 一

君津広域水道企業団企業長 渡 辺 芳 邦

印旛郡市広域市町村圏事務組合  
管理者 巖 和 雄

南房総広域水道企業団企業長 太 田 洋

芝 山 町 長

相 川 勝 重

乙

千 葉 県 知 事

鈴 木 栄 治